

- ・ バザー(年に1ないし2回)

なお、バザーは、協会挙げての行事として、事業委員長のもとに全役員・全委員長が一体となって取り組む。

### 3. 国際役員の職務

国際役員は国際パシイワの職務以外に、国内にあつて加盟国・加盟地域との連絡業務に当たる。なお国際役員の候補者は国際会議で選出されると否にかかわらず、国内にあつて加盟国・加盟地域との連絡業務に当たる。

4. 本規定の改正は役員・委員長会議の過半数をもって決定のうえ、総会の承認を得て行う。

## 細則Ⅲ 会費規定

1. 会費は年額 5,000 円とする。但し、学生会員は 2,500 円、男性賛助会員は1口 3,000 円とする。
2. 支部の会費は各支部が定め、そのうち年額 3,500 円(但し学生会費は 1,750 円)は支部を通じて本部へ納入される。
3. 会費は毎会計年度初めに納入する。
4. 本規定の改正は役員・委員長会議の過半数をもって決定のうえ、総会の承認を得て行う。

2012年4月22日 制定  
2017年4月17日 改正 細則Ⅲ 1.  
2019年4月21日 改正 細則Ⅲ 2.